

# 令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（講師）採用試験募集案内

◆鳥取県立鳥取看護専門学校◆

〒680-0901 鳥取市江津260番地

電話(0857)29-2407 <https://www.pref.tottori.lg.jp/tottorikango/>

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	<b>令和8年1月26日（月）～令和8年2月12日（木）</b> ◎郵便又は持参のいずれかで申込みを行ってください。 ◎郵便の場合は、令和8年2月12日（木）必着。17:15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間は8:30～17:15 土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。
試験日時	<b>令和8年2月16日（月）</b> ◎開場時刻 午前10時から午前10時10分 ◎試験開始時刻 午前10時30分
試験会場	鳥取県立鳥取看護専門学校（鳥取市江津260）
試験結果発表日	<b>令和8年2月20日（金）（予定）</b>

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
講師	1名	看護学校の教育・指導に関する業務 ・講義及び演習の補助 ・実習病院等における実習指導 ・学生指導等 学校行事及びその他教育に付随する業務	鳥取県立鳥取看護専門学校 (鳥取市江津260番地)

## 3 受験資格

(1) 年齢、性別を問いません。

(2) 必要な資格、免許等（下記①及び下記②～③のいずれかに該当する人）

①保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第7条第3項の規定による看護師免許を有すること（必須）

②専任教員養成講習会（看護教員養成講習会を含む）又は都道府県保健師助産師看護師実習指導者講習会を受講していること

③看護師又は助産師としての実務経験が5年以上であること

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの

人

・鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

(4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は

採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

## 4 試験内容

試験種目	配点	内容
人物試験	100点	個別面接による人物についての口述試験（1人約15分）

## 5 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

## 6 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 日額 12,950円～ ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ※採用前の職務歴に応じた額となります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日、12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（6月期：1.105月分、12月期：1.136月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。</p>
福利	地方公務員共済（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
休暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>月17日 午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩時間は1時間） ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合もあります。</p>
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用4回まで）。

○上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

## 7 受験申込手続

提出書類等	<p>(1)採用試験申込書 1部 ※顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm、6か月以内に無帽で撮影したもの。）を貼付してください。 (2)看護師免許証の写し 1部 ※試験当日は看護師免許証の原本を必ず持参してください。</p>
申込先	鳥取県立鳥取看護専門学校 〒680-0901 鳥取市江津260番地 電話(0857)29-2407 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/tottorikango">https://www.pref.tottori.lg.jp/tottorikango</a>
受験票の交付	○受験票は交付しません。 試験当日は運転免許証など写真により受験者本人が確認できるものを必ず持参してください。

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎提出書類の記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。</li> <li>◎連絡先は、棟、号室まで正確に記入ください。携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。</li> <li>◎封筒の表に「受験申込」と朱書きで表記し、簡易書留としてください。</li> <li>◎提出書類は返却しません。あらかじめご承知ください。</li> <li>◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。</li> </ul>
------	---

## 8 採用予定者の決定方法

人物試験の得点の高い順に採用予定者を決定します。

ただし、人物試験の各評定項目のうち一定水準を満たさない場合は、人物試験の得点にかかわらず不合格とします。

## 9 試験結果の発表

試験結果について受験者全員に文書で通知します。採用予定者には、発表日以後に採用手続きの連絡を電話で差し上げます。

## 10 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	得点及び順位	試験結果発表日から1月間	鳥取県立鳥取看護専門学校

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果（合計得点及び順位）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号（12cm×23cm）〕を持参してください。

## 11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、①看護師免許証の原本、②運転免許証など写真により受験者本人が確認できるものを必ず持参してください。

## 12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き及びその連絡以外には利用しません。

## 13 試験会場案内

自家用車で来られる方：別途駐車場について案内します。

バスで来られる方：JR鳥取駅より日交バス 中央病院下車（約15分）



周辺拡大図

